

## 奈良市更生支援に関する懇話会開催要領

(趣旨)

第1条 更生支援に関する条例の制定に際し、基礎自治体が出所者等に対し行う支援や、出所者等を受け入れる地域社会のあり方を様々な角度から検討するため、学識経験者、司法関係機関及び民間支援団体等と意見交換を行う奈良市更生支援に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を開催するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 更生支援に関する施策の基本的な方針に関すること。
- (2) 各団体における更生支援の取り組みとの連携構築に関すること。
- (3) その他更生支援の推進に関し市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 司法関係機関
- (3) 更生支援に係る民間支援団体
- (4) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長及び副座長1名を定めるものとする。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、これを代理する。

3 会議は、原則公開とする。ただし、会議における内容が、奈良市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（不開示情報）に該当するものであるとき、又は会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りではない。

(経費の支弁)

第5条 市は、懇話会の委員に対し、会議の出席に対して報償費及び旅費を支弁するものとする。

(開催期間)

第6条 懇話会の開催期間は、1年間を目途とする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、長寿福祉課において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和元年11月18日から施行する。